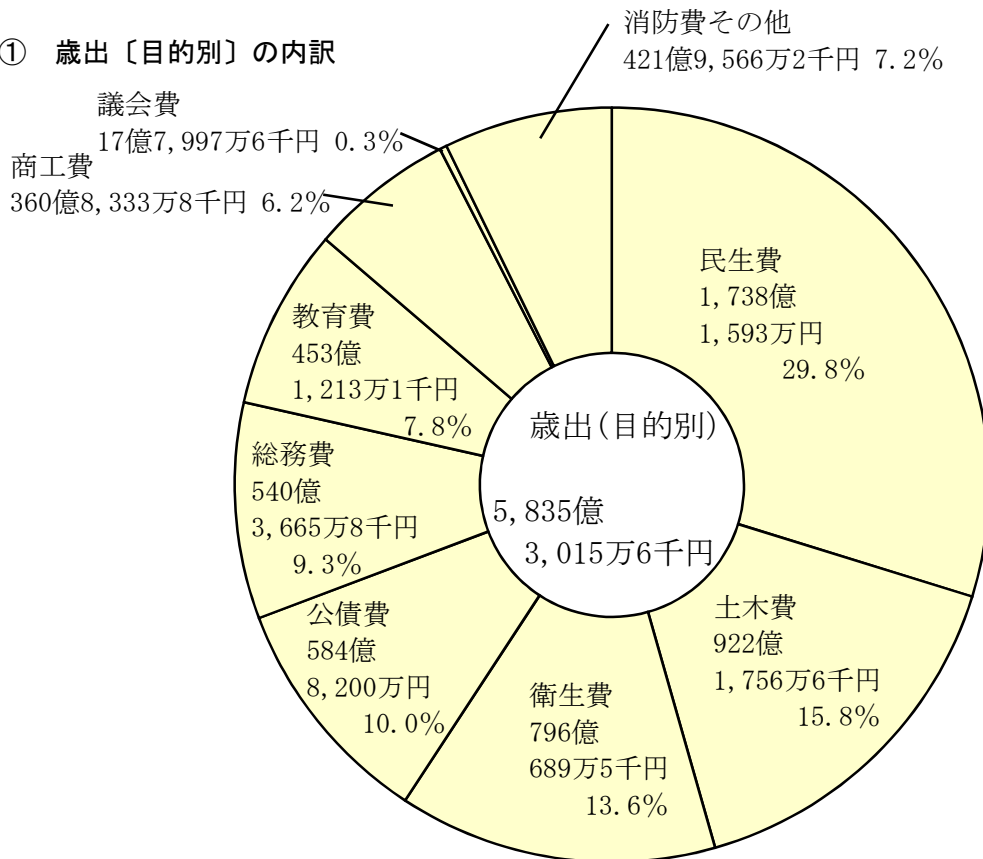
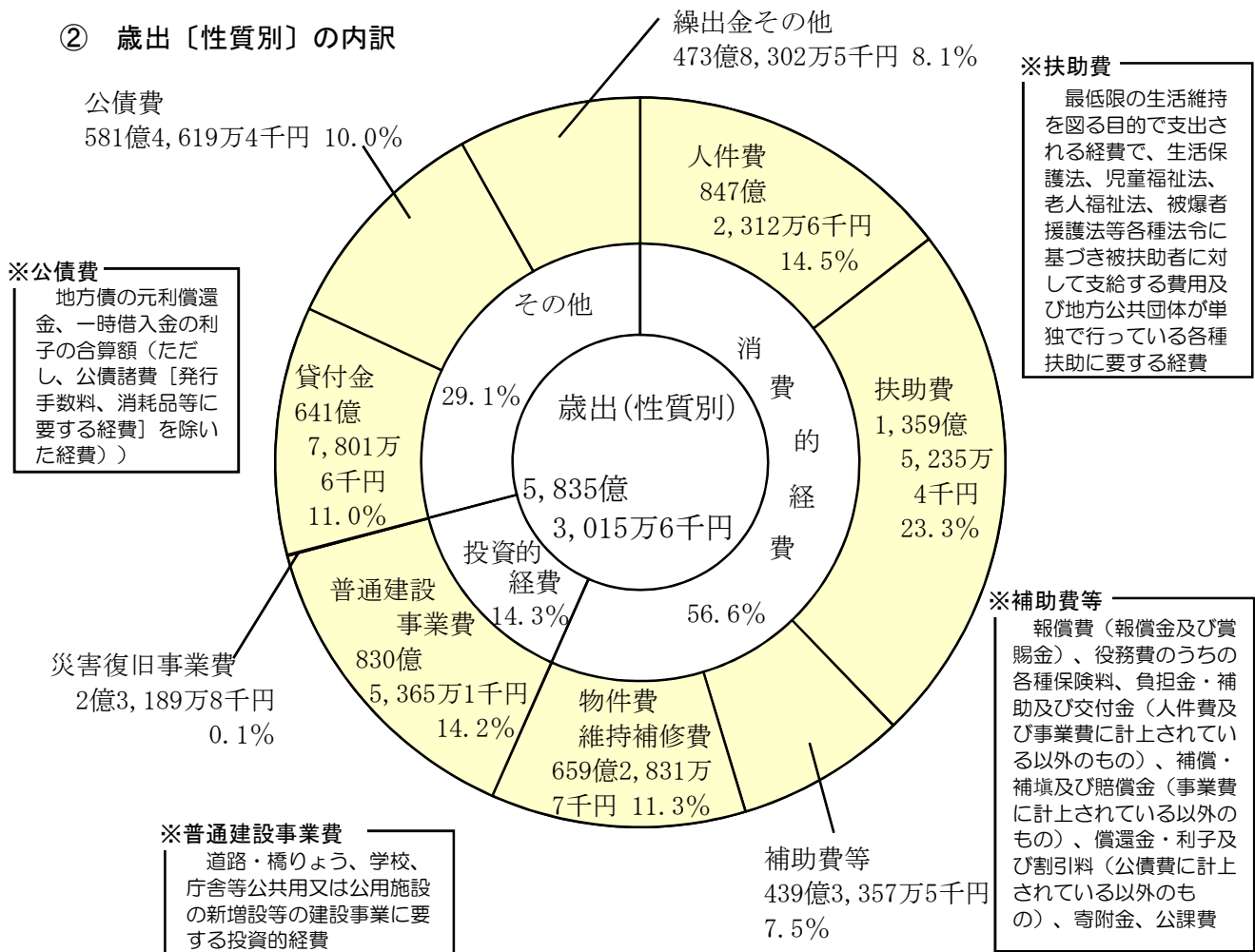


(3) 一般会計<歳出>

① 歳出〔目的別〕の内訳

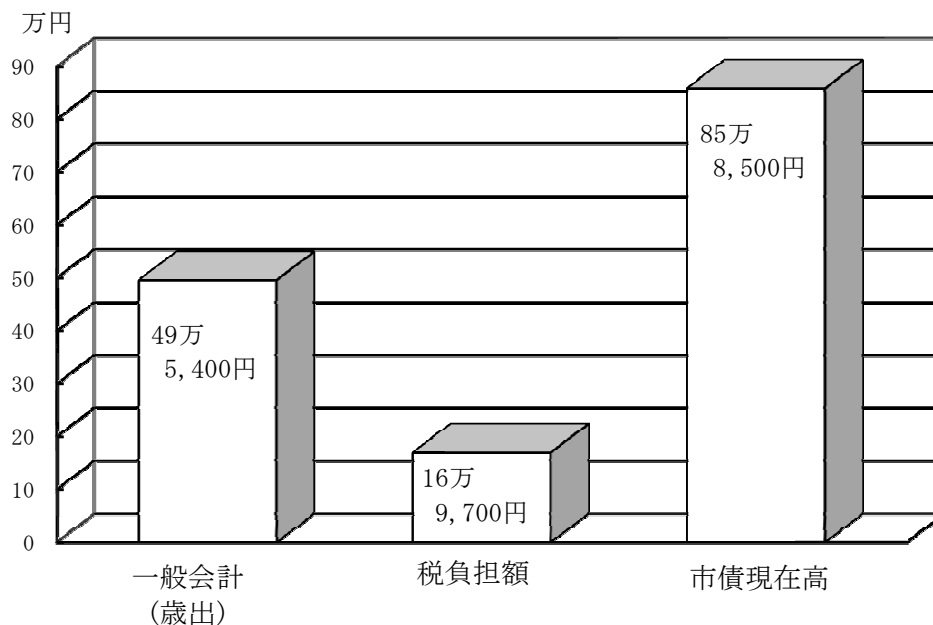


② 歳出〔性質別〕の内訳



## 6 市民1人当たりの金額

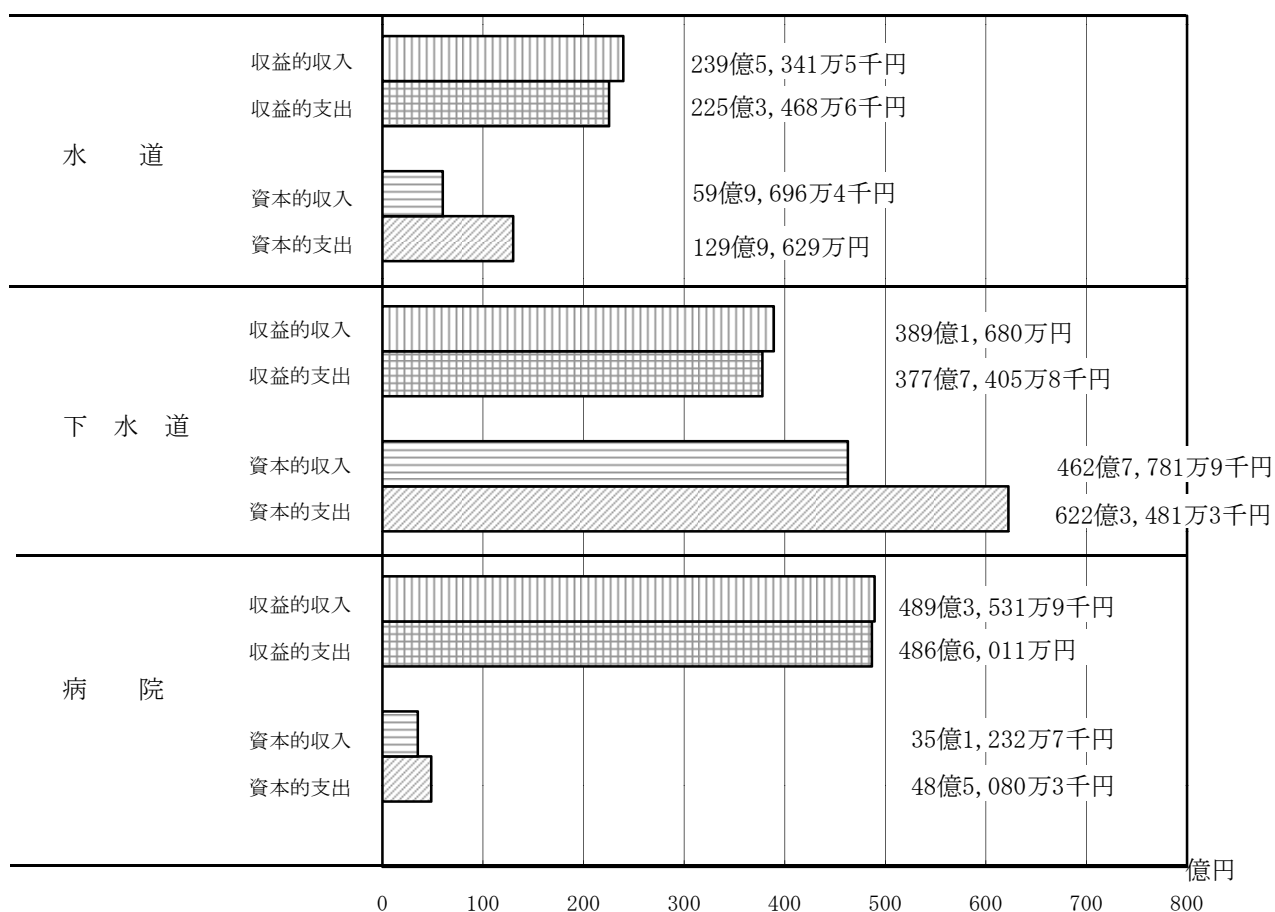
《人口：1,177,934人(外国人を含む。) 平成24年3月31日現在》



一般会計 (歳出) 《49万5,400円》の内訳

☆民生費 (福祉の充実)	14万 7,600円
☆土木費 (道路・公園整備など)	7万 8,300円
☆衛生費 (保健・医療の充実)	6万 7,600円
☆公債費 (借入金の返済)	4万 9,600円
☆総務費 (コミュニティの振興など)	4万 5,900円
☆教育費 (学校・社会教育の充実)	3万 8,500円
☆商工・農林水産業費 (各種産業の振興)	3万 3,800円
☆議会費 (議会の運営)	1,500円
☆消防費その他 (消防・救急の強化など)	3万 2,600円

## 7 企業会計の決算



### 用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填します。

## 8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の平成23年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値には達していない。

### (1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 23 年 度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	16.0	239.9
(平成 22 年 度)	—	—	(15.6)	(251.3)
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	/

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と住宅資金貸付など7つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

### (2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率
特別会計名 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、簡易水道等、水道、下水道及び病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

## ===== 用語解説 =====

### ◎ 各比率について

#### ・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ・ 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

#### ・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

#### ・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### ◎ 各基準について

#### ・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

#### ・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

#### ・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

## Ⅱ 平成24年度の財政状況

### 1 予算の執行状況（平成24年9月30日現在）

#### (1) 一般会計

##### 歳入

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(A)	収入済額(B)	B/A×100 %
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	
市 税	197070722			197070722	110880504	56.3
地 方 譲 与 税	3629609			3629609	1072138	29.5
利 子 割 交 付 金	541204			541204	201548	37.2
配 当 割 交 付 金	356572			356572	97048	27.2
株式等譲渡所得割交付金	104407			104407		0.0
地方消費税交付金	11793838			11793838	6619813	56.1
ゴルフ場利用税交付金	59273			59273	25923	43.7
自動車取得税交付金	985000			985000	426388	43.3
軽油引取税交付金	5509000			5509000	2158633	39.2
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	31777			31777		0.0
地方特例交付金	709000			709000	720386	101.6
地 方 交 付 税	39500000			39500000	29381119	74.4
交通安全対策特別交付金	474000			474000	234546	49.5
分担金及び負担金	7176045	12136		7188181	2293935	31.9
使用料及び手数料	10850892		259	10851151	4802943	44.3
国 庫 支 出 金	115922073	6073622		121995695	50545195	41.4
県 支 出 金	19171835	626401	30264	19828500	2972217	15.0
財 産 収 入	2663512			2663512	609344	22.9
寄 附 金	22372			22372	59445	265.7
繰 入 金	23637447	9335	988945	24635727	96	0.0
繰 越 金	1	2763495		2763496	5002641	181.0
諸 収 入	80617588			80617588	5071260	6.3
市 債	67769200	11334800	447700	79551700	3700	0.0
歳 入 合 計	588595367	20819789	1467168	610882324	223178822	36.5

##### 歳出

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(C)	支出済額(D)	D/C×100 %
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	
議 会 費	1751998			1751998	867771	49.5
総 務 費	51044048	185631	9123	51238802	21683188	42.3
民 生 費	175267413	733543	734796	176735752	69380754	39.3
衛 生 費	75953339		775326	76728665	31314586	40.8
農 林 水 産 業 費	4089081	139727		4228808	1177255	27.8
商 工 費	41569716		12264	41581980	34481965	82.9
土 木 費	95632784	11600217	46818	107279819	57221335	53.3
消 防 費	14623581	51870		14675451	5864109	40.0
教 育 費	45493727	8108801		53602528	23039139	43.0
公 債 費	59151749			59151749	14223	0.0
諸 支 出 金	23617931			23617931		
予 備 費	400000		△111159	288841		
歳 出 合 計	588595367	20819789	1467168	610882324	245044325	40.1

(注)予備費支出については、補正額に含む。